

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和8年3月23日にサービスを終了しました「play-by-sports」における当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社ディー・エヌ・エー

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

play-by-sports コイン

3. 払戻しの申出期間

令和8年3月23日（月曜日）12時00分から令和8年6月24日（水曜日）12時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

株式会社ディー・エヌ・エー

令和8年3月23日